

令和3年度

第3回羽曳野市都市計画審議会

議 事 録

日 時 令和4年1月28日(金) から  
令和4年2月22日(火) まで

場 所 書 面 開 催 に よ る

# 令和3年度第3回羽曳野市都市計画審議会

## 実施概要

第3回羽曳野市都市計画審議会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面での開催とし、質問・意見用紙にてご質問等をいただきました。実施概要は以下のとおりです。

○日 時 令和4年1月28日（金）から 令和4年2月22日（火）まで

○場 所 書面開催による

- 1月28日 : 各委員に議案書等の送付
- 2月17日まで : 質問・意見等の受付
- 2月22日 : 質問等を取りまとめ、各委員へ通知

## ○議 事

意見聴取

議案第1号 特定生産緑地の指定について

(生産緑地法第10条の2第3項の規定による意見聴取)

○会議出席者 (委員については質問・意見用紙の提出をもって出席とする)

出席者

(審議会委員) 井上 隆晴、京谷 理史、原 誠、ペリー 史子、  
上籾 弘治、黒川 実、金銅 宏親、笹井 喜世子、外園 康裕、  
伊藤 茂、川口 正、木村 眞知子、小谷 拓幹、中川 哲男、  
西田 隆、宍戸 英明、土堤内 清次、村田 明彦 (敬称略)

欠席者 なし

会議内容

議案第1号審議

議案第1号 特定生産緑地の指定について

(生産緑地法第10条の2第3項の規定による意見聴取)

○質問等

内容	事務局見解
<p>特定生産緑地の指定について指定状況で未提出が24%あるが、今後どのように回答を求めめるのか。</p>	<p>最新の進捗状況（未提出）は以下のとおりです。 令和4年2月14日時点：約19%・95筆・約6.80ha・72名 未提出者意向内訳（意向有：46筆・32名、意向無：6筆8名、意向未定：24筆16名、意向未把握：19筆16名）</p>
<p>未提出が122筆、約8.63haとなっているが、現在の進捗状況と取り組みは。</p>	<p>内訳の様に、未提出の中で半数以上の方（未提出中の約56%）は特定生産緑地指定について意向の有無が決まっており、意向未定の方（未提出中の約22%）も含め、期限内の早めの提出をお願いしています。 また、意向が未把握の方（未提出中の約22%）に対し、電話で意向確認した上で提出を促すこととしており、電話連絡ができない方については順次訪問を実施してまいります。なお、訪問については2月中に終える予定です。</p>
<p>生産緑地法第10条の2第1項の規定について 羽曳野市における指定基準①②③のチェック体制と指導体制はどのようになっているのか。</p>	<p>特定生産緑地への指定意向がある場合には、耕作状況のわかる現地写真を提出いただいています。また、毎年1月1日頃に撮影している航空写真での確認を行っている他、疑義があれば現地調査を行ったり、農業委員会と連携するなど、耕作状況の判断、指導を行っています。</p>
<p>休耕中の生産緑地を特定生産緑地に指定した後、計画通りに営農されているのかはどのように確認されるのか。</p>	<p>農業委員会において、毎年、生産緑地を含めた農地パトロールを実施しており、営農されていない農地については、農業委員会から指導等を行っている状況です。また、今後営農計画書どおり耕作されているかについては、都市計画課も引き続き航空写真や現地調査等で確認を行います。指導を行っても改善されない場合は、特定生産緑地の指定解除を検討します。</p>

令和3年度第3回都市計画審議会議事録

内容	事務局見解
<p>近年農地が宅地となり、緑や空間が失われ、まちづくりの観点から危惧するところです。</p> <p>今回、休耕中の生産緑地について、営農計画書の提出内容や農業委員会への結果などを基にして、特定生産緑地に指定していく努力がなされています。今後も良好なまちづくりの観点から、できるだけ緑地を残していく取り組みを要望します。</p> <p>また、第6次羽曳野市総合基本計画の「みどり・空間整備」の施策方向として、緑地の保全と緑化の推進、公園づくりが示されていますが、羽曳野市内には公園や緑地空間が今でも大変少ない地域もあります。今後生産緑地の買取については、まちづくりの観点から、快適でうるおいのある住みよいまちの形成のため計画的に進めて頂きますよう要望します。</p>	<p>特定生産緑地制度の活用により、良好な都市環境の形成を図れるよう、市街化区域内農地の保全に努めてまいります。</p>

第1号議案について、意見なしと答申する。